

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、製造業又は機械設計業を営む県内中小企業者による、感染症への対応や回復に向けた取組を支援し、県内サプライチェーンの強靱化を図るため、予算の定めるところにより、長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）並びに補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、地域企業再起支援事業費補助金交付要綱（2020427財中第2号）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号）、その他の法令の定めによるほか、この実施要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この実施要綱における「中小企業者」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める会社及び個人
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める中小企業団体
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が特に認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 製造業又は機械設計業を営む中小企業者で、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
- (2) 県内に本店又は主たる事業所を有し、県内で事業を実施すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業を行うために直接必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち、第1条の趣旨に沿って、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 事業所等の衛生環境の向上に関する事業
- (2) ビジネススタイルの変化への対応に関する事業
- (3) 新たな需要の獲得に関する事業

2 補助金の額は、対象経費の4分の3以内で、上限150万円、下限30万円とする。

3 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の規定により、補助金交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 県税に未納がないことを証明する納税証明書又は新型コロナウイルス感染症に伴い、徴収猶予を受けていることが分かる書類
- (3) 法人税(個人は所得税)、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書又は新型コロナウイルス感染症に伴い、徴収猶予を受けていることが分かる書類
- (4) 営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- (5) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、個人は本人確認書類及び確定申告書類(控)
- (6) 暴力団の排除等に関する誓約書(様式第3号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条の知事が定める申請書を提出できる時期は、別に定める。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、第5条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、令和2年5月28日以降で交付決定の前までに行われた事業に要する経費についても、申請書に添付する事業計画書等の趣旨に合致することが確認でき、適正な経費と認められる場合には、補助対象とすることができる。

4 知事は、新型コロナウイルス感染症対策としての医療物資及び医療機器の製造等の事業については、前項の規定にかかわらず、令和2年4月7日以降で交付決定の前までに行われた事業に要する経費についても、申請書等に添付する事業計画書等の趣旨に合致することが確認でき、適正な経費と認められる場合には、補助対象とすることができる。

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、規則第11条第2項の規定に基づき、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費区分ごとの配分額の20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合で補助金額に変更を生じないものについてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。

3 第1項の変更承認申請書に添付すべき書類は、第5条第1項に規定する書類のうち、内容に変更が生じたものとする。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

2 補助事業者は、前項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は、知事から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第14条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、

譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合において、知事が行う弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、県が支払いを予定している日の2日前（「長崎県の休日定める条例」に規定する休日を除く。）の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

（状況報告等）

第12条 規則第11条の規定による報告は、次によるものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（様式第7号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業等の遂行状況に関し、必要に応じて補助事業遂行状況報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第13条第1項の規定に基づき、実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、補助事業実績書（様式第10号）とする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 実績報告を行う期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度3月8日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第12号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額)の返還を命じる。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(様式第13号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産について、次に定める期間内に他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式第14号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が次に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
- (2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(昭和53年通商産業省告示第360号)に定められている耐用年数に相当する期間

(産業財産権等に関する報告)

第20条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく産業財産権等取得等届出書(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第21条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、当該情報のうち秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第23条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付決定の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(定期報告)

第24条 補助事業者は、補助事業完了後2年間において、各補助事業者の会計年度終了後から3カ月以内に、定期報告書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る補助事業から適用する。

別表 補助対象経費（第4条関係）

補助対象 事業の内容	補助対象経費		補助率	補助金額 の範囲
	経費区分	内容		
(1) 事業所等の衛生環境の向上に関する事業	備品・機械装置等導入費	○備品・機械装置・工具・器具等の購入・製作・改修・借用に要する経費（搬入・設置に要する経費を含む） ○ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・改修・借用に要する経費 ○対象事業専用のパソコン、モニター、通信機器等の購入に要する経費（汎用のものを除く）	3/4 以内	限度額 上限：150万円 下限：30万円
	工事費	○施設の小規模改修に要する経費		
(2) ビジネススタイルの変化への対応に関する事業	開発費	○新製品の試作・開発のための原材料の購入、デザインに要する経費 ○製品の試作加工・分析・検査に要する経費 ○調査研究活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費		
		外注費		
(3) 新たな需要の獲得に関する事業	研修費	○外部研修の受講に要する受講料 ○社内研修等の講師等に対する謝金、旅費		
	営業活動費	○営業スタッフの営業活動に要する旅費 ○展示会・商談会出展に要する経費 ○製品の広告・宣伝に要する経費		
	その他の経費	○上記の他、知事が特に必要と認める経費		

※「外注費」については、全体事業費の2分の1を超える場合は、補助対象としない。

※「営業活動費」については、「備品・機械装置・システム等導入費」又は「工事費」と併せて実施するものに限り補助対象とし、全体事業費の4分の1を上限とする。

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金交付申請書

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金 円を交付される
よう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の関係書類を
添えて申請します。

記

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助金交付申請額 円
- (3) 補助事業完了予定年月日 年 月 日
- (4) 補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

（関係書類）

- 1 補助事業計画書（様式第2号）
- 2 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- 3 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書
- 4 営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- 5 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、個人は本人確認書類及び確定申告書類（控）
- 6 暴力団の排除等に関する誓約書（様式第3号）

補助事業計画書

I 事業計画

企業名又は商号			
代表者氏名			
所在地			
担当者名			
TEL		FAX	
電子メール			
1. テーマ			
2. 実施事業 □にチェックを入れて ください	<input type="checkbox"/>	(1) 事業所等の衛生環境の向上に関する事業	
	<input type="checkbox"/>	(2) ビジネススタイルの変化への対応に関する事業	
	<input type="checkbox"/>	(3) 新たな需要の獲得に関する事業	
3. 現状の課題			
4. 事業内容			
5. 事業効果			
6. 売上高の目標	新型コロナウイルス発生前の売上高		⇒
	年 月期	千円	
	年 月期	千円	
7. 補助金申請予定経費			
経費区分	金額	摘要	
	千円		
	千円		
	千円		
	千円		
	千円		
合計	千円		

注1. 「3. 現状の課題」、「4. 事業内容」及び「5. 事業効果」は、具体的に記入してください。

注2. 「7. 補助金申請予定経費」は、「Ⅱ収支予算書」の「(2) 支出の部」と一致させてください。

注3. 補足説明があれば、適宜資料を添付してください。

II 収支予算書

(1) 収入の部

経費区分	金額 (千円)	備 考
補助金		
借入金		
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

経費区分	補助対象事業費 (千円)	補助金額 (千円)	経費の内訳
合 計			

注1. 「(2) 支出の部」の「経費区分」は、実施要綱別表の「補助対象経費」の「経費区分」の項目から該当するものを記入してください。

注2. 「経費の内訳」は、各経費の積算根拠を記入してください。

- ・外注費については、内容及び外注（予定）先を記入してください。
- ・営業活動費については、目的地及び金額の積算を「単価×人数×回数」の要領で記入してください。

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所

申請者 名 称

代表者名

印

誓 約 書

私は、長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

本事業に関する一連の書類を補助事業の完了から5年間保存することを承諾します。

本事業で補助対象としている経費については、国その他の補助事業の対象にしていません。

※県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

※本事業の財源として、中小企業庁の「地域企業再起支援事業費補助金」及び内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しており、いずれも会計検査院の検査対象となります。

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金交付決定通知書

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付けで申請のあった長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので同規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

長 崎 県 知 事

記

1 交付決定額

円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

2 交付決定の内容

補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けで交付申請のあった長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。

なお、補助事業に要する経費の配分及び配分した経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。

3 交付の条件

- (1) 補助事業の実施にあたって、暴力団等と契約を締結してはならない。
- (2) 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助事業に要する経費の配分のうち、補助事業区分間の配分額の20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合で、補助金額に変更を生じないものについてはこの限りではない。

- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。また、補助事業完了後2年間、県が行う事業成果等に関する調査に協力しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し又は効用が増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）及び長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金実施要綱で定めるところに従わなければならない。

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所

申請者 名 称

代表者名

印

**長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金
に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書**

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助
事業（の内容、の経費の配分）を下記のとおり変更したいので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年
長崎県規則第16号）第11条第2項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業内容

(2) 経費の配分

別紙のとおり

(別紙)

事業計画のテーマ：

事業区分	補助事業に要する経費		補助金申請額		経費の内訳
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計					

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所

申請者 名 称

代表者名

印

**長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金
に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書**

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業
を下記の理由により中止（廃止）したいので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第
16号）第11条第2項第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

**長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金
に係る補助事業遅延等報告書**

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の
補助事業に係る事故について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第
2項第3号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注） 事故の理由を立証する書類を添付すること。

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

**長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金
に係る補助事業遂行状況報告書**

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の
補助事業の遂行状況について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第
1項の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙)

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金
に係る補助事業遂行状況報告書

事業区分	補助金交付決定額に係る補助対象経費①	執行済額 (支払済額) ②	今後の執行 予定額 ③	差 引 ①-(②+③)	執行率 ②/①%
合 計					

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 補助事業実績書（様式第10号）

（注）実績報告書に次の項目、算式を明記すること。

- (1) 補助事業に要した経費 円
- (2) 補助金充当額 円
- (3) 補助事業完了年月日 年 月 日
- (4) 補助金所要額 － 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 ＝ 補助金額

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金 補助事業実績書

1. 補助金支出表

事業区分	補助事業に 要した経費	補助金額	経費の内訳
合 計			

2. 事業実施内容

実施事業	<input type="checkbox"/> (1) 事業所等の衛生環境の向上に関する事業
	<input type="checkbox"/> (2) ビジネススタイルの変化への対応に関する事業
	<input type="checkbox"/> (3) 新たな需要の獲得に関する事業
テーマ	
事業内容 ①具体的内容	
②具体的成果	
③実施場所	
④実施期間	

様式第11号（第15条関係）

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金
（概算払・精算払）請求書

金

円也

年 月 日付け 第 号をもって（交付決定・額の確定）の通知
があった上記の補助金について、長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金
実施要綱第15条の規定により、請求内訳書を添えて請求します。

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

※振込先口座

（金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義）

請 求 内 訳 書

事業区分	交 付 (変更交付) 決 定 額	交 付 (変更交付) 決定年月日	既受領額	今回請求額	事業完了 (予定) 年 月 日
			円	円	
合 計					

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金実施要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額 | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金
取得財産等管理台帳（ 年度）

（単位：円）

財産名	区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考

- （注）
- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本実施要綱第17条に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
 - 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
 - 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

取 得 財 産 等 の 処 分 承 認 申 請 書

長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金により取得した財産等を、下記のとおり処分したいので、同補助金実施要綱第19条の規定により申請します。

記

- 1 取得資産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所

申請者 名 称

代表者名

印

年度産業財産権等取得等届出書

下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので、長崎県感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金実施要綱第20条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 産業財産権等の種類及び番号
2. 産業財産権等の内容
3. 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

報告者 所在地
名 称
代表者名 印

定 期 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの事業年度が終了しましたので、長崎県
感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費補助金実施要綱第24条の規定に基づき、下記書類
により報告します。

記

- ・ 決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細書）